



古河市告示第 58 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、
本市内の字の区域の一部を別紙変更調書のとおり変更する。

平成 28 年 3 月 28 日

古河市長 菅 谷 憲一郎



別紙

変 更 調 書

名崎に変更する区域

恩名字鹿野

1546の1から1546の4まで、1547の1から1547の3まで、1548の1から1548の4まで、1549の1から1549の4まで、1551の1、1551の2、1553の1、1566、1567の1、1567の2、1567の4、1567の5、1568の1、1568の2、1569の1から1569の4まで、1570の1、1570の2、1571の1、1572の1、1579の3、1579の8から1579の14まで、1579の17から1579の25まで、1579の28から1579の32まで、1580、1581、1582の1から1582の4まで、1583、1584の1、1584の2、1585から1588まで、3160から3164まで

尾崎字瀬戸井野

4062の1から4062の9まで、4063の1から4063の5まで、4064の1、4064の3、4065の1、4065の2、4066の1から4066の6まで、4067の1から4067の3まで、4068の1から4068の3まで、4069、5826、5830の1、5830の2、5831の1から5831の5まで、5832の1から5832の3まで

上記地番は、平成28年2月5日現在の登記簿による。

名崎に変更する区域図

